

広 報 =160号

# なかつえ

人口と世帯

3月31日現在  
( )内は前月比

人口 2,333(-8)

男 1,124(-3)

女 1,209(-5)

世帯数 607(-2)

■ 発行所・編集発行人・中津江村・斉藤隆一

印刷・日田・朝日堂



## タケノコ

タケノコはセニイばかりだとか、栄養成分がないなどという人がいる。タケノコの栄養分はおよそタマネギやキャベツと同じぐらいである。炭水化物に富み、やわらかい先の方の部分に栄養分が多く、根元に近いかたい部分にはセニイが多くなる。

1977

4月号

## 行事

8日	母の日
7日	健康の日
6日	立夏
5日	こどもの日
3日	憲法記念日
2日	八十八夜
5月	
29日	天皇誕生日
22日	清掃の日
4月	

# 52年度当初予算

## 5億2,136万円はこのように使います

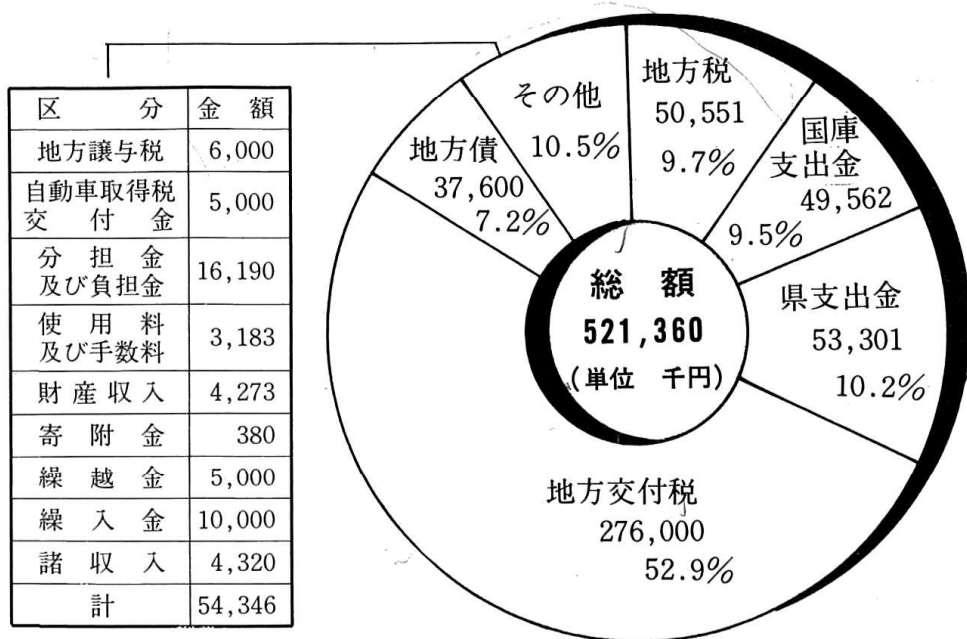
昭和五十二年当初予算が、去る三月の定例会で、一般会計五億二千三百三十六万円(対前年度二十五・七%増)、国民健康保険事業特別会計九千五百万円(対前年度十二・四%減)、農業共済事業特別会計八百四十五万八千円(対前年度二十九・七%増)、簡易水道

事業特別会計七十一万四千円が、それぞれ原案どおり可決されました。昭和五十一年夏以降景気回復のテンポが緩慢化している状況にあつて、景気回復の速度の格差、雇用面の遅れ、高水準の企業倒産等問題が残されている。一方、物価は安定しつつあるとは

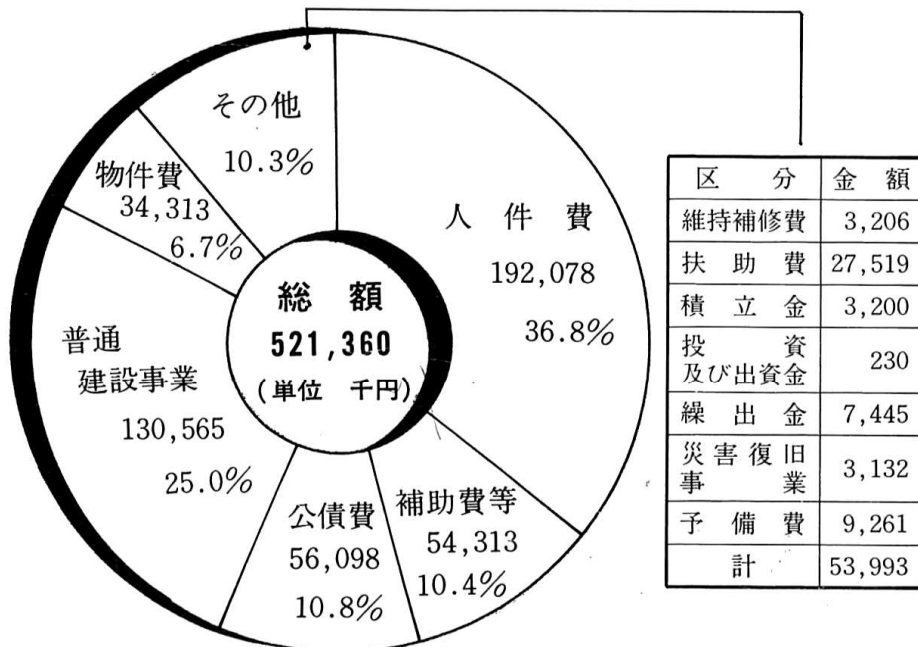
いえ、その上昇率はなお高く、これをさらに低下させていくため、より一層の努力が必要で。本村においても、地方財政をめぐる諸情勢はきわめてきびしいものがあり、地方税、地方交付税等の一般財源の伸びは前年度にひきつづき期待できない反面、

人件費、扶助費、その他義務的経費の増高に加え、電話料金、鉄道運賃等の公共料金の上昇も当然予想されます。これらの状況からして五十二年の財政運営にあたっては、きびしい姿勢で対処しなければならぬと考

図表1 <歳入>



図表2 <歳出> 性質別







本線の延長が四百九十三メートルで、事業費千七百九十万円。野田線が五百メートル、二千三百万円となっています。作業道は五十一年度のつづきで、巢山基幹作業道を五百三十三メートル、五百十万円の事業費を計上しています。また、林道改良では石場線を二ヶ所、百五十一メートル、約二百七十万円の事業となっています。

災害復旧は村道関係で下笠循環線の五十一年災分の復旧百三十万円、林道関係は丸蔵線の過年度二ヶ所を百万円で復旧することとしています。

## 課 税

固定資産税の一期分、軽自動車税、国民健康保険税の一期分が、五十二年度分の最初の税にあたりますので、この内容について簡単に説明し、皆さんのご理解をいただきましたと思います。

固定資産税については、土地、家屋、償却資産の評価額を基礎にして課税標準額が算出されます。この課税標準額が、土地については十五万円、家屋については八万円、償却資産につい

ては百万円以上になるものについて固定資産税が課税されます。これは第一期分の納税通知書に各人ごとに記入されていますので、ごらん下さい。

軽自動車税は、四月一日現在で所有している単車、軽自動車などに課税されるもので、年度途中で車を売り渡した場合、名義変更をしない限り前の人に課税されますので注意して下さい。

国民健康保険税は、四月から六月までは仮の算定税額となっています。この金額は五十二年三月分を参考にしていきますので、三月分とほぼ同じ税額です。七月に本算定をして一年分の税が算定されたあと八月以降の税で精算されます。この保険税は村が保険事業をおこなうために必要な税ですので、医療費が多くなりまると保険税も多くなります。保険税が少しでも低くなるよう医療費も正しく使うことが必要になってきます。皆さんのご協力をお願いいたします。

## 教育委員会

教育費の総額は約七千五百万円で、昨年度の当初予算に比して約八百万円の増となりました。

この主なものは、本年度より建設に着工します「中学統合費」です。今年用地の造成工事、飲料水確保のためのボーリング工事となっています。これらの工事の総額は約八千万円で、国への起債、上津江村の分担金を除いて、約四百万円が本村の支出分

となります。

次に日田郡は各町村が共同しておこなうことにより事業効果を上げるため協議会をつくり、学校教育、社会教育、保健体育等の振興に長年努めてきましたが、今年から更にこれら教育の充実強化、振興のため県の指導と援助により教育事務協議会をつくり、県より指導主事等四名を特別に配置してもらおうとともに、郡も事務局長（兼指導主事）一名を置き、郡内の教育の向

上振興を強力に進めることになりました。

また、学校教育では「人間尊重の精神」を基本理念とし、児童生徒の知性、情操、道徳、健康の全面的発達を課題として努力し、社会教育では「教育の生涯化、日常化」をねらい、村民の自主的、自発的な活動意欲を喚起してもらおうようお願いしています。

## ファミリー



川辺小六年

高野 恵美

私の家族は五人と一匹の家族です。お父さん、お母さん、私、弟、妹と犬の「エス」の家族です。このごろはテレビのチャネル争いが多く、特に日

曜日、プロレスと八時だよ全員集合で、お父さんと弟はプロレス、妹は八時だよがみたいといってきません。妹なんかすぐ「ワァーン」とないてしまいます。けっきょく、半分半分にみたり、今日はこつちをみるとから今度はあつちをみるということで、かいけつします。

犬のエスですが、まだ生まれて三ヶ月の犬です。耳はたれて、目にはめがねをかけています。歯がのびざかりなので、よくなんでもかみます。でも、れつきと

した家族の一員です。

おかあさんのとりえは、料理がおいしいこと。けっこんをして、お父さんがまた料理の味にほれたということ。

お父さんは、じっとしていることがきらいで、体を動かしてないと、気持ちが悪そうです。

兄弟げんかはいつもたえません。私と弟が妹をなかりたりします。でも、私と弟のけんかは、はげしくてけがをするほどです。それでいつも、がまんのしどおしです。

# われらグループ

## 農協青年研究会

私たち農協青年研究会（農研）会員数15名。年間の主な行事としては月1回の集会、農産物の展示即売会（年2回）、郡連行事参加としてプロジェクト発表会、農村青年会議等の活動をおこなっています。

集会の状況は、1回平均4、5名程度で参加者が少なく、農研の最も大きい悩みとなっています。

過疎化による後継者不足は数年来言われてきたことですが、それに近年、農家の経営形態が多種多様となり、専業農家の衰退、複合経営の多様、兼業農家の増加と目まぐるしく変わりましたが、この変化に対応できず、活動内容の再検討、組織の強化が困難となり、そのうえ情報化の反面、過疎化の中にいる私たち、心・体の中にも過疎の風が吹き、お互いの心の交流さえもなくなり、積極的な活動がなくなりつつあります。

しかし、津江の地を愛し、津江を耕し、自立農家をめざす私たちは、積極的に、情熱をもって、仕事に、学習に打ち込むことが必要です。

現在、山村農業で自立経営をおこなうには難しい農業、その中で生きる私たちは、大きな視野にたち物事をみつめ、農業経営に合うものを見いださなければなりません。それが農研の指命だと思えます。私たち農研活動を円滑に運営する為には、後継者をお持ちの経営主の皆さまのご理解とご協力、関係各位のご指導をお願い申し上げます。

最後に、後継者のみなさん、私たち農研と共に、明るく楽しい農業づくりに参加下さい。津江良治

# ひとむかし

十年はひとむかしと言われる現在、さて私たち中津江村のひとむかしは……。

（昭和四十二年二月号広報なかつえより）

四十年三月と四十年三月の中学校の卒業生の進路をみると、進学者が四十年は三十四%、四十一年は四十四%とふえていますが、県全体からみると進学率は非常に低い。就職の

状況をみると、四十年に比べ四十一年は生産工が減り、サービス業がふえている。これは女子の就職が紡績工などから美容、理髪など、技術職に変わってきたためである。

農林業へは、四十年の十七人から四十一年の五人へと減った。これは卒業者が四十年より二十二人減ったことも関係しているようだ。（五十一年度の進学率は、約八十二%です。）



## 先生が

### 異動しました

中津江村で長い間子ども教育に努力して頂いておりました先生方が、多数異動しました。転出、転入された先生は次のとおりです。（敬称略）

旧任校	（転出）	新任校
鯛生小	黒木洋一	上野田小
丸蔵小	岡部積治	台小
渡辺利貞	光岡小	職小
太郎良真	弓退	岡小
西村敏郎	鯛生小	職小
丸蔵小	新採用	丸山小
新採用	小野典之	川津直子
丸山小	松本松次郎	川辺小
都築小	小野孝川	川辺小
新採用	佐藤俊一郎	丸蔵小
川原小	永江淑一	丸蔵小
新採用	佐藤喜代子	鯛生小
鯛生中	村井登志男	南部中
鯛生中	北崎戦二	東溪中
中津江中	宮崎勉	五馬中
井上重人	高見百合子	大山小
川辺小	樋口九州男	中津江中
森田恵子	丸蔵小	職
川辺小	久恒晃二	退

## 雑記

五月五日は「こどもの日」です。こどもの日というのは、「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。」と国民の祝日に関する法律には書かれています。

憲法でも個人の尊厳と基本的人権は保証されていますが、とくにこどもについては、未来の担い手としてすこやかに成長できることを期待して、すべての児童の幸福をはかるため、昭和二十二年二月に「児童福祉法」が制定されました。また、昭和二十五年五月五日に「児童憲章」が定められました。

では、こどもというのは何才から何才までか、ご存じですか。児童福祉法によると「児童とは、満十八才に満たない者」とあり、さらに児童を次の三段階にわけて、満一才に満たない者を乳児。満一才から小学校就学の始期に達するまでの者を幼児。これ以上、十八才に達するまでの者を少年といっています。